

写 令和 2 年第 5 回臨時会

(11 月 30 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 令和2年第5回益城町議会臨時会目次

### ○11月30日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第117号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第4 議案第118号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5 議案第119号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第6 議案第120号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7 議案第121号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第8 議案第122号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
閉会	11

## 令和2年11月第5回益城町議会臨時会会議録

1. 令和2年11月30日午前10時00分招集
2. 令和2年11月30日午前10時00分開会
3. 令和2年11月30日午前10時32分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第117号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第4 議案第118号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第5 議案第119号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第6 議案第120号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第7 議案第121号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第8 議案第122号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### 7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

---

### 8. 欠席議員（0名）

---

### 9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	木下宗徳君	総務課長	河内正明君
総務課審議員	遠山伸也君	新庁舎等建設推進課長	田上勝志君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
企業財政課審議員	吉川博文君	税務課長	深江健一君
住民保険課長	富永清徳君	福祉課長	塘田仁君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	こども未来課長	松本浩治君
健康づくり推進課長	松永昇君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	米満博海君	公営住宅課長	水口清君
学校教育課長	金原雅紀君	生涯学習課長	水上眞一君
下水道課長	荒木栄一君	水道課長	竹林浩幸君

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第5回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和2年第5回益城町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番松本昭一議員、15番渡辺誠男議員を指名します。

---

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日にすることに決定しました。

---

日程第3 議案第117号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(稲田忠則君) 日程第3、議案第117号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和2年第5回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、提案します案件は、条例の制定について6件でございます。

それでは、議案第117号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職の給与改定を行うものです。

改正内容としまして、改め文の第1条は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた民間企業のボーナス支給率との均衡を図るため、令和2年12月期の期末手当について支給率を0.05月分引き下げるものです。

改め文の第2条は、令和3年度以降の期末手当について6月期及び12月期を均等にして、合わせて0.05月分引き下げるものです。

なお、この改め文第2条は、令和3年4月1日からの適用です。

御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) 議案第117号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番甲斐康之議員。

○8番(甲斐康之君) おはようございます。8番日本共産党の甲斐康之であります。

議案第117号について、3点ほど質問をいたします。

まず1点目ですが、益城町の職員の給与、平成31年度のラスパイレス指数では何%になっておりますか。そして、この町のラスパイレス指数については、県内45市町村中何番目になっておりますか。

2点目、今回の改定で平均給与者の引下げ額はどのぐらいになるでしょうか。

3点目、今回の条例の改正についてですが、第1条については、100分の130を100分の125と改める。これは0.05か月の引下げです。第2条は、100分の125を100分の127.5に改めるとあります。これについては、今年度は既に夏の手当は支給済みでありますから、今回、年末の期末手当で0.05か月引き下げるといようなことでもいいのかどうか。

第2条については来年度の改定ですので、100分の125となったのを100分の127.5として0.025プラスしても元の130、これには戻らない。引き下げだというふうに思います。これでよろしいでしょうか。

以上3点をよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課長。

○総務課長（河内正明君） おはようございます。総務課長の河内です。8番甲斐議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、平成31年度のラスパイレス指数はどうなっているのか、また、併せて県内での順位、これについてはいかがかというものについてお答えをさせていただきます。

平成31年度のラスパイレス指数につきましては92.1、そして県内の順位でいきますと45市町村中42位というような順位となっております。

それから2点目、引下げの金額については幾らぐらいになるのかというお尋ねですけども、一般職の平均で0.05月分引き下げることによって、1万7,160円の引き下げということになります。

それから3点目の御質問です。令和2年度中については6月期は既に支給されておりますので、この12月期で1年分を合わせて引き下げるということで、0.05月分の引き下げと。で、令和3年度以降につきましては、0.05を2回に分け、6月期と12月期で0.025ずつ、合わせて0.05の引き下げということで、議員お尋ねのとおりでございます。

1点だけですね、補足をさせていただきたいと思えます。

1点目の御質問のですね、ラスパイレス指数、これにつきましては、今申し上げました数字というのは、少しですね要因がありまして、震災前の数字ではですね、平成28年、96.5ということで、県内45市町村中27番目の数字ということになっておりました。ただですね、熊本地震以降、多くの任期付職員さんに町のほうに応援に来ていただいております。

この任期付きの職員さんというのは、土木の方、建築の方、技術系の職員さん、それから用地関係の職員さん、多数お世話になっているわけですけども、民間の企業であるとか、あるいは他の自治体などで定年をされた方々、そういう方々にですね多く応援に来ていただいております。

年齢的には平均すれば相当高い年齢になられるわけですけども、任期付きの職員の方の給料というのはですね、給料表の1級からずっと何級までありますけども、任期付職員さんの給料というのが3級まで、役職でいうと係長職のところまでということで給料が定めてられておりますので、年齢が高いという割には給与がですね、任期付きの方については、その分3級までで抑えるということで、熊本地震以降ですね、多くの任期付職員さんにおいでいただいている関係で、このラスパイレス指数が現在ですね、震災前に比べると低くなっているというのが一つの要因でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） じゃあ2回目の質問です。今、1回目の質問をお伺いしまして、ラスパイレスについてはですね、以前私のほうは大体町は中間くらいというふうに思っていて、今度調べてみましたら、今、課長が言われたように42番目ということで、相当下がったなという印

象がありましたので、こういう質問をしたわけです。

全国の町村の平均はですね、96.3%、そして、県内の町村の平均が94.1%と、このようになっています。非常に、今言われた要因があるとしても非常に低いというふうに私は感じています。

2点目については、1万7,160円の引き下げ、1年間で1万7,000円ですけれども、やはり下がるのはちょっといかなものかというふうに考えております。

3点目については、そういうことだということですので、分かりました。

これで質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 8番日本共産党の甲斐康之です。

議案第117号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

12月期の期末手当の支給を0.05か月分引き下げる今回の改定案には、次の理由により引き下げる必要はないと判断し、反対いたします。

第2条改正分、令和3年4月1日施行についても、もともと100分の130とあるのを100分の125とされた分を127.5とするもので、元には戻らず引き下げておられます。益城町の一般職の給与水準は、質疑の中で答弁いただいたように、国家公務員行政職の俸給月額を100とした場合のラスパイレース指数は、平成31年度で92.1%となっています。この指数は熊本県内の45市町村のうち実に42番目で、最下位から4番目と低水準にあると思います。

人事院勧告は、公務員のコロナ禍での奮闘に込めず、生活改善、経済回復に必要な賃上げに背を向けるものであります。ボーナス勧告のうち、岩手、高知、宮崎、沖縄この4県は改定を見送っています。ボーナスは期末勤勉手当であります。益城町は、熊本地震からの復旧・復興に尽力されている中、コロナ禍で町民のために精いっぱい頑張っている職員の奮闘を踏まえて、引き下げない決断をされるべきであると考えます。

よって、議案第117号については反対であります。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 次に原案に賛成者の発言を許します。10番中川文則議員。

○10番（中川公則君） 10番中川でございます。

私は、議案第117号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

提案されました議案第117号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき改正しようとするものです。今回の人事院勧告は、新型

コロナウィルス感染症の拡大により影響を受けた民間企業のボーナスの支給割合との均衡を図るものであります。

町職員におかれては、熊本地震からの復旧・復興や今回の新型コロナウイルスへの対応など、懸命に業務に当たっておられるのは承知しております。しかしながら、現在の社会情勢などから見ましても、人事院勧告で示された期末手当の率の改正はやむを得ないと思います。

以上のことから私は、議案第117号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

これで賛成討論を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで、討論を終わります。

これから議案第117号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第117号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第118号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第118号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第118号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当について改定を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、民間企業との均衡を図るため、令和2年12月期の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものです。

改め文の第2条は、期末手当について6月期及び12月期を均等にして、合わせて0.05月分引き下げるものです。なお、改め文第2条は、令和3年4月1日からの適用です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第118号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番(甲斐康之君) 8番日本共産党の甲斐康之であります。議案第118号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。

この条例改定は、先ほどの議案第117号と同様に、第1条も0.05か月分の引き下げる内容です。第2条についても引下げ内容でありまして、元には戻りません。

議案第117号と同様、職員は熊本地震からの復旧・復興に尽力されている中、コロナ禍で町民のために精いっぱい頑張っている職員の奮闘を踏まえて、引き下げない決断をされるべきだと考えます。

よって議案第118号については反対であります。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。以上です。

○議長(稲田忠則君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番榮正敏議員。

○9番(榮正敏君) 9番榮です。私は、議案第118号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成するものです。

提案されました議案第118号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第117号と同じく新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた民間企業のボーナスの支給割合との均衡を図るもので、人事院勧告に基づき改正しようとするものであります。

以上のことから私は、議案第118号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) これで討論を終わります。

これから議案第118号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。したがって、議案第118号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第119号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第119号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第119号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

この条例改正は、今回の他の条例改正とは異なり、会計年度任用職員の期末手当支給率そのものを改正するものではありません。これは会計年度任用職員の期末手当支給率が、特例措置により令和2年度の支給率を一般職員の半分で100分の65、令和3年度の支給率を一般職員の4分の3で100分の97.5、令和4年度以降が満額での支給予定とされているためです。

しかしながら、会計年度任用職員の給与条例の附則中、一般職の給与条例も読み替えている部分があるため、その部分のみを改正するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第119号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第119号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第119号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第120号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第120号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第120号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき町長及び副町長の期末手当について改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、町長等の令和2年12月期の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものです。

改め文の第2条は、期末手当について6月期及び12月期を均等にして、合わせて0.05月分引き下げるものです。なお、改め文第2条は令和3年4月1日からの適用です。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 議案第120号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第120号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第120号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第121号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第121号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第121号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき教育長の期末手当について改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条におきまして、教育長の令和2年12月期の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものです。

改め文の第2条は、期末手当について6月期及び12月期を均等にして、合わせて0.05月分引き下げるものです。なお、改め文第2条は、令和3年4月1日からの適用です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第121号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第121号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第121号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第122号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第122号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第122号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき議員の期末手当について改正を行うものです。

改正内容は、改め文第1条において、議員の令和2年12月期の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものです。

改め文の第2条は、期末手当について6月期及び12月期を均等にして、合わせて0.05月分を引き下げるものです。なお、改め文第2条は、令和3年4月1日からの適用です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第122号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第122号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第122号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき誠にありがとうございました。

これにより令和2年第5回益城町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前10時32分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員